

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）</p> <p>第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。</p> <p>（削除）</p> <p>一 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>二 （略）</p> <p>（不動産特定共同事業者の使用者）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（許可に係る資本金又は出資の額）</p> <p>第四条 法第七条第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人</p>	<p>（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）</p> <p>第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。</p> <p>一 法第二条第三項第一号に掲げる契約で業務の執行の委任を受けた株式会社が株主に対する当該株式会社の利益の分配のために締結するものその他契約の締結の態様がこれに類する契約として主務省令で定めるもの</p> <p>二 法第二条第三項第二号に掲げる契約で、出資を行う者が、当該契約の相手方となる他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額を所有する法人その他当該契約の相手方となる他の法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める法人であるもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 契約に係る権利を表示する証券又は証券が発行されるもので当該証券又は証券が新たに発行される際にその取得の申込みの勧誘につき金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は同法に相当する外国の法令の適用があるものその他契約の締結の態様がこれに類する契約として主務省令で定めるもの</p> <p>五 （略）</p> <p>（使用者）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（許可に係る資本金又は出資の額）</p> <p>第四条 法第七条第一号の政令で定める金額は、法第二条第四項第一号</p>

の区分に応じ、当該各号に定める金額（次の各号のうち二以上の号に掲げる法人に該当するときは、当該二以上の号に定める金額のうち最も高いもの）とする。

一 第一号事業を行おうとする法人 一億円（主務省令で定める法人にあつては、二千万円）

二 法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業を行おうとする法人 千万円

三 第三号事業を行おうとする法人 五千万円

四 第四号事業を行おうとする法人 千万円

（特例事業者の使用者）
 第七条 法第四十条の二第二項第二号の政令で定める使用者は、特例事業者の使用者で、事務所の代表者であるものとする。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）
 第八条 法第四十五条の規定による不動産特定共同事業者若しくは特例事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第五条第一項第三号及び第二項第三号、第七条第四号、第八条の二、第九条第二項、第十六条第一項、第十七条、第二十九條、第四十条の二、第二項第三号、第五十五條第二号並びに附則第二条第二項及	読み替えられる字句 事務所	読み替える字句 国内における事務所
--	------------------	----------------------

に掲げる行為に係る事業を行おうとする法人で主務省令で定めるもの以外のものにあつては一億円、同項第二号に掲げる行為に係る事業のみを行おうとする法人及び当該主務省令で定める法人にあつては二千万円とする。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）
 第七条 法第四十五条の規定による不動産特定共同事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第五条第一項第三号、同条第二項第三号、第七条第四号、第九条第二項、第十七条、第二十九條、第五十五條第三号並びに附則第二条第二項及び第七項	読み替えられる字句 事務所	読み替える字句 国内における事務所
---	------------------	----------------------

	第七項		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第九条 (略)

第十条 (略)

2 不動産特定共同事業を営む特別金融機関等については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条第一項中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令(以下「令」という。)第十条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第十条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3 (略)

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に記載された事項(法第五条第一項第五号及び第六号に掲げるものを除く。)について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第八条 (略)

第九条 (略)

2 不動産特定共同事業を営む特別金融機関等については、前項に規定する規定を除き、法第四条第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第四項に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなして、法の規定を適用する。この場合において、法第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「不動産特定共同事業法施行令(以下「令」という。)第九条第三項又は第四項の届出」と、法第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「令第九条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3 (略)

4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特別金融機関等は、法第十二条の規定により不動産特定共同事業者名簿に記載された事項(法第五条第一項第五号に掲げるものを除く。)について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(権限の委任)

第十一条 法第四十九条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十二条(法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第十三条(法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、不動産特定共同事業者又は特例事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 検査等(法第四十条第一項及び第四十条の二第八項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査若しくは質問をいう。次項において同じ。)で特定事務所(不動産特定共同事業者若しくは特例事業者の主たる事務所以外の事務所又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。)に対して行うものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該特定事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、特定事務所に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該検査等に係る不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の当該特定事務所以外の事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

第十二条 (略)

(権限の委任)

第十条 法第四十九条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十二条、第十三条及び第四十条第一項の規定による権限は、不動産特定共同事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、同項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 検査等(法第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査若しくは質問をいう。次項において同じ。)で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所(以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。)に対して行うものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、不動産特定共同事業者の従たる事務所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該不動産特定共同事業者の当該従たる事務所等以外の事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該事務所に対し、検査等を行うことができる。

第十一条 (略)

改 正 案			現 行		
（認定投資者保護団体の認定の申請） 第十八条の四の十（略） 2～4（略） 5 第一項第五号及び第三項の「特定認定業務」とは、次の表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄に掲げる取引を行う業務に対する苦情の解決又は当該業務に争いがある場合のあつせんをいい、同項の「特定関係大臣」とは、同表の上欄に掲げる者の行う同表の中欄の取引を行う業務につきそれぞれ同表の下欄に掲げる大臣をいう。					
(略)	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者	(略)	(略)	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者と締結したものを除く。）の締結又はその代理若しくは媒介	(略)
(略)	国土交通大臣	(略)	(略)	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者と締結したものを除く。）の締結又はその代理若しくは媒介	(略)
(略)	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者	(略)	(略)	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者と締結したものを除く。）の締結又はその代理若しくは媒介	(略)
(略)	国土交通大臣	(略)	(略)	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者と締結したものを除く。）の締結又はその代理若しくは媒介	(略)

改 正 案	現 行
<p>（注視区域における土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合） 第十七条の二 法第二十七条の四第二項第二号の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国土交通省令で定めるところによりその予定対価の額が法第二十七条の五第一項第一号に該当しない旨の都道府県知事の確認を受けて不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資、賃貸、賃貸の委任その他国土交通省令で定める行為の目的となる土地に関する権利の移転又は設定を行う場合（都道府県知事はその予定対価の額が同号に該当しないと認められる期間を定めて確認した場合にあつては、当該期間内に土地に関する権利の移転又は設定を行う場合に限る。）であつて、当該土地に関する権利が当該不動産特定共同事業契約に係る同条第五項に規定する不動産特定共同事業者若しくは同条第七項に規定する特例事業者又は同条第八項に規定する事業参加者の共有となるものである場合（当該土地に関する権利の移転又は設定が当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合として国土交通省令で定める場合を除く。）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（注視区域における土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合） 第十七条の二 法第二十七条の四第二項第二号の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国土交通省令で定めるところによりその予定対価の額が法第二十七条の五第一項第一号に該当しない旨の都道府県知事の確認を受けて不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく出資、賃貸、賃貸の委任その他国土交通省令で定める行為の目的となる土地に関する権利の移転又は設定を行う場合（都道府県知事はその予定対価の額が同号に該当しないと認められる期間を定めて確認した場合にあつては、当該期間内に土地に関する権利の移転又は設定を行う場合に限る。）であつて、当該土地に関する権利が当該不動産特定共同事業契約に係る同条第五項に規定する不動産特定共同事業者又は同条第六項に規定する事業参加者の共有となるものである場合（当該土地に関する権利の移転又は設定が当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合として国土交通省令で定める場合を除く。）</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（抄）（本則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不動産特定共同事業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等） 第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者等」という。）に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者等の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。</p> <p>3 不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第七条七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。）に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（不動産特定共同事業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等） 第二十九条 法第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者（以下この条において「不動産特定共同事業者」という。）に対する金融庁長官検査等権限は、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、金融庁長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。</p> <p>3 不動産特定共同事業者に対する金融庁長官検査等権限並びに法第十三条第十四条及び第十五条第一項に定める国土交通大臣の権限に属する事務は、その都道府県の区域内において行われるものに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官及び国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>4・5 （略）</p>